

川崎市交通局規程第 19 号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程及び川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 8 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程及び川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第 1 条 川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

10 前各項（第 2 項、第 3 項及び第 7 項を除く。）に定めるもののほか、自動車運転手及び自動車運転業務に従事する短時間勤務職員の勤務時間等については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）第 5 条の基準を満たすものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 第 4 条第 10 項の規定は、前項の規定により自動車運転手及び自動車運

転業務に従事する短時間勤務職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日に勤務することを命ずる場合について準用する。

(川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 前2項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する会計年度任用職員の勤務時間等については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）第5条の基準を満たすものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 第4条第5項の規定は、前項の規定により第2条第2項に規定する会計年度任用職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日に勤務することを命ずる場合について準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。